

平成14年9月18日

新しい司法修習の内容等について（抜粋）

最高裁判所

第2 新しい司法修習の内容

2 新しい実務修習

新しい実務修習は、分野別実務修習を中心とし、これに総合型実務修習を組み合わせて実施する。

分野別実務修習は、各実務庁会において、弁護修習、検察修習、民事裁判修習、刑事裁判修習の4つの分野に分け、実際の事件処理の中で、現役の弁護士、検察官、裁判官による個別的で実践的な指導を行う。

総合型実務修習は、各実務庁会において、司法修習生の志望や修習実績等を踏まえて、分野別実務修習を補完する修習、分野別実務修習では体験できなかった分野の修習などを、司法修習生が主体的に組み合わせて修習計画を立てて行う。

(1) 前記のとおり、新しい司法修習では、まず、分野別実務修習から開始し、その後に、総合型実務修習と集合修習を交互に組み合わせて行うことを考えている。

(2) 分野別実務修習は、各実務庁会において、実際の事件処理の中で、現役の弁護士、検察官、裁判官が個別的で実践的な指導を行い、これを通じて司法修習生に実務的な知識、技能等を修得させるものである。この分野別実務修習の手法と内容は、現行の実務修習と同様のものであるが、現行の

修習において大きな教育効果を収めているのみならず、法律実務家養成の手法として多くの国で採られているものであり、新たな司法修習に相応しい改良と工夫を重ねていきたい。

すなわち、前記のとおり、新しい司法修習においては、法曹の活動に共通して必要とされる基本的なスキル（技法）とマインド（素養等）の養成に焦点を絞った教育を行うことから、分野別実務修習においても、事件処理に当たって法曹に要請される最も重要な能力ないし技能である、法的分析、事実認定の能力の養成に重点を置いた指導を行うこととしたい。裁判修習を例にとれば、法廷実務における技術的・形式的な事項の対応（判決書に特有の形式的要件、記載方法等）にとらわれず、事実認定に至った思考過程や争点に対する判断のポイントを文章化するなどの工夫を講じていくことを考えている。法廷実務における技術的な事項等に関する教育は、法曹資格取得後の継続教育に委ねることとしたい。

分野別実務修習の更に具体的な教育内容、教育手法、実務庁会における受入れ態勢の工夫等については、今後、平成18年の新司法試験合格者の受入れに向けて、現に実務修習を担当している法曹関係者等の協力を得て検討していく必要があるが、前記のような指導方針に立てば、例えば、分野別実務修習の期間が現行の各3か月（合計12か月）から各2か月（合計8か月）に短縮されたとしても、新しい司法修習が目指す教育効果を十分に達成できるものと考えている。

- (3) 総合型実務修習は、分野別実務修習を一通り体験した後に、各実務庁会において、その教育効果の深化と補完を図るため、司法修習生の志望や修習実績等を踏まえ、法曹としての多様な活躍の素地を与えることも視野に入れて、司法修習生の主体的な設計と選択に基づいて、様々な形で法曹の実務を体験していくものである。

総合型実務修習の内容は、分野別実務修習を補完するもの、分野別実務修習では体験できなかった分野を修習するものを基本とし、このような修習メニューの中から、司法修習生が主体的に選択して組み合わせる修習計画を立てる。例えば、については、弁護士事務所、検察庁、裁判所

において、特定の事件の進行経過や処理に沿った断続的あるいは集中的な修習を行うこと等が考えられ、¹については、民事執行、保全、破産、行政等の分野の裁判修習、渉外事務所、企業法務、公的機関における法務等の分野の修習が考えられる。また、²については、司法修習生が、法曹としての多様な活動の素地を得るのに相応しい分野の修習先を自ら選定することができるようにしたい。

- (4) 総合型実務修習を行うことにより、新しい司法修習に相応しい教育内容の多様性が得られるとともに、司法修習生の多数が弁護士になることに対応して、弁護士実務により比重を置いた実務修習を行うことも可能になる。また、総合型実務修習を集合修習と交互に組み合わせて行うことにより、集合修習の受入れ数を倍増させることができるという制度設計上の副次的効果もある。

総合型実務修習の具体的な内容や実施方法等については、このような基本的な方針に基づき、引き続き検討したいと考えている。